

第 5 3 回議会運営委員会記録

令和 5 年 8 月 9 日

【開催日】 令和5年8月9日（火）

【開催場所】 第1委員会室、第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時49分

【出席委員】

委員長	大井 淳 一 朗	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	笹 木 慶 之
委員	森 山 喜 久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
議員	吉 永 美 子	議員	山 田 伸 幸
議員	矢 田 松 夫	議員	白 井 健 一 郎

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	事務局 次 長	中 村 潤 之 介
議 事 係 長	山 田 寿 実 子	議 事 係 主 任	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 議長・副議長の任期について
- 2 申し合わせ事項の見直しについて
- 3 政治倫理条例の見直しについて
- 4 その他

午後1時30分 開会

大井淳一郎委員長 ただいまより第53回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、よろしくお
願いいたします。初めに、委員外議員として吉永議員、山田議員、矢田
議員、白井議員の出席を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり） それでは、委員外議員の皆様は着席してください。

（白井健一郎議員、矢田松夫議員、山田伸幸議員及び吉永美子議員 着席）

大井淳一郎委員長 それでは、付議事項 1 点目の議長・副議長の任期についてから入りたいと思います。県内の議長・副議長の任期についての状況を調べてもらっているので、これについて事務局から報告をお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、正副議長の実質的な任期について、県内の状況をお伝えいたします。まず、本市を除く県内ほとんど全ての市におきまして、申し合わせ等により実質的に 1 年、2 年と、議員任期よりも短い期間が定められております。その中におきまして、申し合わせ等で明確に規定しているところが半分ほどで、残り半分は慣例のみでそのようなになっているということでございました。説明は以上になります。

大井淳一郎委員長 県内の状況は以上でございます。それでは、これにつきまして会派で取りまとめた意見をお伺いしたいと思います。先般、至誠一心会から申出がありましたので、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

笹木慶之委員 それでは、至誠一心会の考え方を申し上げたいと思います。一応前置きを言っておきますが、現在の 4 年を 2 年にするということは、あたかも現在の議長に対する不信任というように考えられるかもしれませんが、それは全くございません。その点については申し上げておきます。あくまで制度として、もう一回皆で考えるべきじゃないかということ为前提にしていることを申し上げておきます。その中で、今、事務局からありましたように、県内のほとんどの市において 1 年から 2 年という形が取られているということです。私どももそれを視野に入れながら、我が市議会においても、より緊張感を持って議会運営を行うという意味

合いから、4年を2年に改めるべきではないかということを申し上げたわけでございます。ほかに意味はございません。より緊張感を持った議会運営にするために、2年間で任期を終えるという検討をしてほしいということを申し上げたいと思います。

大井淳一郎委員長　みらい21でも持ち帰って協議いたしました。笹木委員の言われることと大体同じでございます。地方自治法において任期は4年となっておりますけれども、私たちの会派でも、より緊張感のある議会運営をしていくためには4年ではなく2年のほうがいいんじゃないかとなりました。また、委員会の委員長と委員の任期も2年となっております。正副議長に人事権があるわけではないんですが、新しい正副議長の意向で委員会構成がなされることを考えれば、委員任期と正副議長任期を連動させるべきではないかといった意見がございました。それから、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングの項目であるんですが、正副議長の任期が議会改革の項目にあるかということ、それはありません。ですから、正副議長の任期を4年とすることと議会改革が進むということについては関係ないということもございます。先ほど申し上げましたように、地方自治法では、任期は4年でございますが、議会の自律権の範囲内で申し合わせ事項等により2年とすることもできますので、2年にしたからといって法律違反ということではないと考えております。

森山喜久委員　創政会でも議論してきました。ほかでも言われたように、地方自治法では議長及び副議長の任期は議員の任期によるということを根拠にして、本市議会では任期を4年に変更してきたという経緯を確認し、議論しました。あえて言いますが、高松議長、中村副議長が交代することを前提とした議論ではないということです。それについては重々承知しておいていただきたいです。また、会派で議論してきた中で言えば、正副議長の任期が4年間であったのは2回ほどです。そこを踏まえて、更なる緊張感の維持、議会の活性化、活発化ということを考えると、任

期は4年とするよりも2年とするほうがよいのではないかと。県内のほかの市議会はどうなのかという部分では、1年任期や2年任期もあるということでした。1年任期では何もできずに終わってしまうので、変えるのであるならば2年任期を考えているという状況になります。

大井淳一郎委員長 それでは、委員外議員として出席している方の中で、政学会派から行きましょう。吉永議員からお願いします。

吉永美子議員 今、皆様から発言があったこととほぼ同じだと思います。やはり4年とするからには、それなりの本当に大きな目的があったと思います。県内の他市議会にもないと考えると、またこれまでの流れから見ても、やはり2年にしたほうがより議会の中を変えていこうとか、議会の活性化させていこうとかという部分では、より進んでいく方向になると思います。先ほどお話がありましたように、ある市では1年任期ですけど、1年というのはなぜかと思っております、やはり一つの任期としては良いのではないかと思います。また、大井委員長からもありましたように、やはり常任委員会が2年間ということも考えていくと、任期が4年、2年、1年と考えたら、ベストな形になるのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 続いて政学会派の山田議員からお願いします。

山田伸幸議員 今、議長の任期を2年にという話があるんですけど、議員の任期というのは法律上4年なんです。議長の任期は議員の任期とするということで、4年となっています。あえてその法律の規定を変えて2年とする。それを申し合わせ事項で済ませてしまうというのは、いかなものなんでしょうか。やはりそれなりの理由があって法律上そのようになっています。それを緊張感だとか活性化とかいろいろと言われますけれど、それは法律とは全く関係ない話だと思います。これが任期という名前で変えられるのは、法律の解釈上問題だと考えています。

大井淳一郎委員長　続きまして、無所属議員の矢田議員からお願いします。

矢田松夫議員　基本的に、法律的なことは山田議員が言われたとおりであります。私も議会の在り方検討委員会の委員長をしていて、平成２９年８月に最終答案を出した中では、議長２年の申し合わせについて廃止をするということで、結果として４年になりました。そういう経緯がある中で、根本的に言うと２年か４年か、丁か半か、白か黒かじゃなくて、２年目で議長が「辞めます」と言って辞表を出せば、それはそこで終わるわけです。それだけのことなんです。それを２年か４年かと議論する問題なのかと思うんですよ。単純なことじゃないかなと思います。２年か４年か、どっちがいいかという議論をするよりは、２年目で議長が辞めるとなれば、残りの２年間について、そこでもう一度議長選挙をすればいいんです。法律的にはさっき言われたとおりです。ですから、もう簡単なことだろうと私は思います。

大井淳一郎委員長　白井議員お願いします。

白井健一郎議員　私の考えを述べます。地方自治法第１０３条第２項には、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」とあり、続く第１０４条には、議長は議会を代表する旨があります。私は、この地方自治法の条文どおり、議長の任期は４年であり短期にすることはできないと考えます。この第１０３条第２項の存在理由であります。私たち山陽小野田市議会が長年推し進めてきた議会改革にのっとなって解釈しなければなりません。この議会改革とは市長と議会との二元代表制に恥ずかしくない議会の権威、品位、そして議会が実力を身につけることであります。その意味で、市長の任期が４年に対し、市議会の議長側の任期も議長にふさわしい議員が、議員の任期である４年の任期を果たすというのは、バランスの取れた解釈であると考えます。議会の権威というものは、一朝一夕になし得るものではありませんが、議会の権威の根源は市民にあり、

議会には市民に開かれた議会であることが強く要請されます。これは時代にもマッチした在り方であるし、市民に開かれた議会の実践が、ひいては議会の権威につながっていくと考えます。万が一、議会のポストが市民に見えないところで決められることがあるなどはもってのほかでありますし、こういうことを招きかねないということで議長任期の短期性は認められるものではありません。

大井淳一郎委員長　ということで意見が一致していないので、皆さんと議論したいと思います。

宮本政志副委員長　先ほど矢田議員が言われた辞表の件に関しては、それがなければ4年間続くという前提です。森山委員が創政会の意見としては緊張感あるいは議会の活性化や活発化ということで言いました。そこからすると、辞表を出せば済むんじゃないかというのは論外と思いました。山田議員と白井議員にお聞きします。県内で4年任期なのは、たしか本市と美祢市と岩国市だったと思うんだけど、それ以外は全て2年任期です。全国的にも1年や2年の任期というところが多いと思うけど、これらのところは違法状態と考えておられるということですか。

山田伸幸議員　例えば、申し合わせ事項に「議長の任期」あるいは「議員の任期」という表現をされるのであれば、それは違法状態と思っています。私は、やはり議員の任期、議長の任期という形での表現は間違っていると思っています。先ほど言われたように、議長を何年かやって辞表を出せばそれで済む話なんですけれど、それをわざわざ申し合わせ事項でうたうのは間違ったやり方だと私は考えております。

白井健一郎議員　私は他の議会は違法とは考えていません。ただ、4年が望ましいと考えています。

大井淳一郎委員長　岡田主任に県内の状況を調べてもらいました。なかなか県

内市議会の申し合わせ事項までは調べられてないと思うんですが、分かる範囲でいいです。「任期は２年」と書いてありますか。

岡田議会事務局議事係主任　ただいま他市の文言についてもお調べしているところです。明確な資料として手元にはございませんが、お電話で伺う中で、幾つかの市では「任期」という言葉が使われているということは聞いております。

矢田松夫議員　前回の議会運営委員会の話を聞いていると、私たち委員外議員の意見を聴くということでした。僕は話したのもうそれでいいんじゃないかなと思います。あとは、議会運営委員会が結論を出して今後の方向性を決めてもらえばいいと思います。

山田伸幸議員　申し合わせ事項とするのであれば、私は全員一致が大原則だと思っております。今の状況では一致していないと考えております。

宮本政志副委員長　そうすると、山田議員なのか共産党市議団２人なのか分かりませんが、「例えばこうだ」と具体的に言ってもらったほうがいいと思います。

山田伸幸議員　ですから、申し合わせ事項でこの議長の任期について書くこと自体に非常に問題があると考えております。例えば、議長や副議長が辞表を出すことについては歯止めがないわけです。これは、その時点での議長及び副議長の判断だと考えます。

宮本政志副委員長　それは共産党市議団２人の共通の意見ということでもいいですか。２年任期というのであれば、正副議長が御自分から辞表を出すという形のみだということですね。

山田伸幸議員　どのような形で出されるか分かりませんが、例えば、肉体

的にどうしても困難なことが出てきたなど、いろいろな例があるかと思いますが。それから、後進に道を譲るということもあろうかと思いますが。しかしながら、やはりどのような理由があるにせよ、申し合わせ事項にうたうということは非常に大きな問題があると考えております。

大井淳一郎委員長　山田議員がおっしゃるのは、申し合わせ事項に「正副議長の任期は、2年とする。」とうたうことが問題だということですね。

宮本政志副委員長　私達は市議会議員ですから、政治家です。政治家の中には、自分の体調、例えば病気などは公にしたくないと考える方が多いと思うんです。仮に申し合わせ事項で2年としておいたら、あと数か月公表せずに我慢したらよいとなるけれども、今の山田議員の言い方からすると、辞職ですから当然理由が要りますよね。本当は体調が悪いから辞職したいけど、別の理由を考えてとか。議員なので辞職というのは、すごいシビアで言いにくい理由もあると思うんだけど、そういうのは抜きにして辞職で事足りるということですか。

山田伸幸議員　辞職理由にはいろいろな書き方があるかと思いますが。辞職されるのであれば、その時点での議長の考え方となるのではないのでしょうか。ですが、先ほど白井議員も言われたように、私はやはり地方自治法の規定にのっとって、議会の権威、市民への説明責任等を果たす上で正々堂々と4年の任期を全うするのがベストであると考えております。

宮本政志副委員長　創政会でも議論がありましたので、山田議員、白井議員に聞きます。最初に議長、副議長を選びますよね。そして、途中で緊張感がなくなって、活発化とか活性化とかということが全くできていないと。任期は地方自治法どおり4年で、本人は当然辞職しませんと。そういう場合、大きな疑問を持たれる議長や副議長のまま4年行くと。市民にとってはものすごくマイナスになってくるけど、その辺りはどのように担保していくというお考えですか。

山田伸幸議員 こうだったら、ああだったらということは、今は考えておりません。問題があるなら議会できちんと話をして、問題があることを指摘した上で辞められたらどうですかという形もあるかもしれません。しかし、議論しているのはそこではないと思います。

白井健一郎議員 選ばれた議長が議長にふさわしくないということであるならば、民主的コントロールで、例えば不信任案を出すことが考えられると思います。数が取れないということは、議会の意思として議長が辞めることには至らないと結論を出しているわけですから、別にそれはそういう結論でおかしくないと思います。

大井淳一郎委員長 不信任決議はハードルが結構高いですし……議長の不信任決議というのはあるんですか。議長に対して、辞職勧告決議は最近よそでありましたけど、法的拘束力はないです。首長の辞職や議会の解散というのがあります。しかし、議長の不信任決議は、あくまで道義上のものだと思うんですが、どうでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 議長への不信任決議自体はございます。しかし、今大井委員がおっしゃいましたように、事実上の行為ということになっております。

白井健一郎議員 任期を短期としている、つまり、議長の任期を1年や2年にするとされている議会でも、恐らく議長の辞職プラス議会側の承認という構成が取られていると思うんですけれども、その辺の確認をしてください。

大井淳一郎委員長 それは言われるとおりです。地方自治法上の任期が4年ということですので、2年たった頃に議長が辞職して、議会が許可して、それから選挙するという認識です。違っていたらごめんなさい。事務局、

それで合っていますか。本市議会の議長の任期が2年であったときも、議長が辞職したら議会の許可の手続をして、それから議長選挙をしていたと思うんです。

中村議会事務局次長 平成23年10月臨時会的时候は申し合わせ事項上に議長の任期が2年という旨がうたわれていた頃だと思います。本会議の記録を見る限り、このときは議長から辞職願が出されたということで、日程を追加してやっています。

大井淳一郎委員長 政党会派及び無所属議員の意見をお伺いしました。あとはこちらで決めたいと思います。それでは、次の付議事項は申し合わせ事項の見直しと政治倫理条例の見直しについてです。せっかくですので、委員外議員の皆様は、もし残れるのであれば残っていただければと思います。意見を言っていただくと助かります。それでは、一旦休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時37分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

中村議会事務局次長 第1委員会室のエアコンが故障したようですので、急遽第2委員会室に場所を変えさせていただきました。あわせて、機械トラブルにより復旧が遅くなりました。映像と音声は大丈夫なのですが、委員会名のテロップが表示できていない状況ですので、併せてお知らせいたします。大変申し訳ありません。

大井淳一郎委員長 それでは、付議事項2点目、申し合わせ事項の見直しについてです。その前に確認したいんですが、申し合わせ事項は全員一致、全員が賛成しないと絶対に直せないものなんではないでしょうか。前提として確

認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 申し合わせ事項につきましては、その改正手続について明文化されたものは特にございません。その上で全員一致が必ず必要かどうかということについてお答えさせていただきます。申し合わせ事項は、本市議会の先例やこれまで行われてきたことの積み重ねにより行われる、いわゆる一つの慣習法のようなものと言えるのではないかと考えられます。となりますと、やはり全員の意見が一致したものであることが望ましいことは言うべくもないと考えます。ただ、皆様で意見を出し、議論していただき、議論を尽くされた上で全員一致に至らなかった場合に、その事項が必ずしも否定されるものではないと考えます。この申し合わせ事項の大半は議会運営に関するものと考えますので、その所管はやはり議会運営委員会にあるのではないかと考えます。

大井淳一郎委員長 前提を確認しました。申し合わせ事項は議員全員のものですので、議論は尽くしていきたいと思います。それでは、申し合わせ事項の見直しについて入りたいと思います。順を追って入っていきますので、皆さんからここは気になるというところがあれば言ってもらってよろしいかと思います。確認ですが、ここを出しているものについては全てチェックできているわけではありませんので、できる限り、委員から「この辺はどうか」と声を上げていただくと助かります。よろしくお願いいたします。まず、第1章会議、第1節総則の第1款議会の呼称です。款ごとに行こうと思います。「議会の呼称」についてはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）第2款「議会の招集」です。2番から8番になりますが、特にいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3款「参集」です。ここについてはどうですか。

伊場勇委員 9に「（議員の参集の通告）」というところがあるんですけれども、このことについてはもっと分かりやすいタイトルのほうがいいんじゃないかということで、「参集」を「登庁又は退庁」に変えてはどうで

しょうか。また、「出退表示器」の後ですが「出退表示器を用いて次の各号に挙げる通告に応じ、それぞれ該当各号に定める方法により行う。

（１）登庁、議員在籍表示盤中の自己の氏名を点灯させる。（２）退庁、議員在籍表示盤中の自己の氏名を消灯させる。」とするほうが分かりやすい表記になると考えます。

大井淳一郎委員長　今、伊場委員からありましたが、文章が一つになっているので、（１）登庁、（２）退庁という形で分けたほうがいいんじゃないかという意見ですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではそのようにしていきます。それでは、続きまして第３款の１０までです。３款「参集」についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第４款「議席」です。１１から１３までですね。これは会派別に座るということがありましたがよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは第５款「会期の決定、会議時間、休会」ですが、２０まであります。

森山喜久委員　２０の「（定例会の休会）」のところですか。「（３）市立小学校及び中学校の卒業式の日は、原則として休会する。」とあるんですけど、卒業式への出席自体は公務でないため、こちらは削除していいのではないかと考えています。

大井淳一郎委員長　２０の（３）を削除してもいいんじゃないかということです。以前、小学校や中学校の卒業式と委員会が重なったときがありました。議会側の事情もあるんだけど、執行部側、特に教育委員会が持ち回りで行かれる関係で申し合わせ事項を設けたという経緯があります。

伊場勇委員　会派としては、あくまでも公務が優先だという立場です。卒業式は議会の公務に当たらないですし、執行部との日程調整についてはその都度やるべきだということで、わざわざ申し合わせ事項に載せる必要はないんじゃないかという意見です。

吉永美子議員 載せないことについて異論はないです。しかし、これまで小学校と中学校の卒業式するときには極力議員も行ける形で取り組んできたわけですから。そういう取組方は今後も継続の考え方の上で（３）をなくするという認識でよろしいでしょうか。

伊場勇委員 極力行くなどではなくて、あくまでも公務優先ということです。そこに議会の日程が入れば、卒業式よりもそちらを優先していただきたいというところがございます。会派の考え方ですが、議会として卒業式は公務に当たらないので、わざわざ休会と書くべきではないという判断をしたところです。

吉永美子議員 申し上げたいことは、議会運営委員会で日程調整をするときに、執行部からの申出があれば、今後もこれまでどおりになるという認識でよろしいでしょうかという意味です。

伊場勇委員 これまでどおりというのは、その状況によるかと思います。これまでどおりそのまま進めますというわけではなくて、そのときの調整によると考えています。意味が分かりますか。

吉永美子議員 では、改めて聞きます。この申し合わせ事項はいつから入っているのでしょうか。

大井淳一郎委員長 これはそんなに昔ではないです。卒業式のために、やはり議員が来賓で呼ばれるんですけれども、委員会と重なったときに出席できないのではないかとということがあったんです。昔といっても、ここ10年の話だと思います。それでこれを設けた経緯があったんです。ただ一方で、重なった場合に公務優先ではないかという意見もあったんです。その後、教育委員会も来賓で出るということで、調整の中でこれを入れたということです。だから、実質的には委員会は午後からということで、

その日に全く委員会がないというわけではないです。たしか、運用上は午後から委員会をしていたと思います。だから、両方だと思います。今までは議員側と執行部側の事情等を照らし合わせて議会日程を組んでいたと思います。

吉永美子議員 このことについては、やはり教育委員会もですが、議員も出られるようにすべきではないかということを申し上げた記憶があります。本会議を開いている中で、今日は学校の卒業式だと思いながらも、そこには教育委員会関係者など執行部がおられる状況を見て、これはちょっと違うのではないかという思いを持って、執行部も行ける形を取るべきではないかと思ったんです。議員が行ける、行けないという以前に、そういうことをどこかで発言させていただいた記憶があります。だから、この（３）が消えるということはどうこう言っているのではなくて、これからも執行部の申出に沿った形で調整していかれますかという確認を取りました。

大井淳一郎委員長 これは３月定例会のときのことです。事務局が日程調整しますね。そういった話も含めて調整するんですか。これは内部の実務のことなので分からないんです。

岡田議会事務局議事係主任 執行部は、小学校及び中学校の卒業式に公務の一環として出席しております。そして、議会の会期を調整するに当たっては、そういった公務の関係などを調整して行っております。そのため、仮にこの規定が削除された場合であっても、そういった執行部の公務関係を一顧だにしないということはないと考えます。

大井淳一郎委員長 あくまでも、調整の中で決められるので、この（３）が削除されたからといって執行部側の公務に支障があるというか、例えば、そこを押してまで議会に出なければいけないという意味ではないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）（３）をどうするか決めないといけないので

すが、吉永議員、今の（３）を削除することについてはどうですか。実はみらい２１は、（３）をのけることについては協議していないんですよ。表現に「市内の」を加えたり「高等学校」を入れたりということで、どちらかというに残すほうだったんです。至誠一心会は、この辺りについては協議されましたか。

笹木慶之委員 特にこれは協議しておりません。必要性があると感じなかったからです。

大井淳一郎委員長 今の議論を聞いて（３）の削除についてはどうですか。

笹木慶之委員 結局、実質的には配慮しておられるわけですね。実質的に配慮してあることを明文化するかしないかだけのことだと思うんですよ。具体的に行事が行われることについては、当然関係者の関係があるから配慮されると思うので、あえて削除という形を取らなくてはいけないと思うわけです。

高松秀樹議長 「小中学校の卒業式の日は、原則として休会とする。」とありますが、事実はどうかということ、今年の中学校の卒業式は３月９日で、この日は休会になっていないんですよ。何をしたかと言ったら、一般会計全体会の時間を午後にはずしているという状況です。つまり、この申し合わせ事項が守られていないという事実が実はあります。創政会の意見は、我々の議会活動は公務であると、しかし、卒業式と入学式は公務であると、そこのすみ分けをしようということで、恐らく議論になったと思います。さらに、吉永議員の意見は執行部サイドに一定の配慮が必要であろうということだと思うので、それはそれで必要かと思います。吉永議員が過去のことを言われましたが、過去は恐らく関係なかったんですよ。卒業式の日も委員会が開催されていたり、一般質問があったりしていたんです。（発言する者あり）ですね。だから、過去が正しいとは限らない。過去が間違っているという可能性もあるんです。過去にし

ていたことが正しいという話にはならないんです。ただ、創政会としては、これが公務なのかどうなのかと、議会活動が公務ではないのかという議論が行われたと聞いております。そこを踏まえて、また、しっかり執行部の配慮のことも踏まえて結論を出していただければと思います。

吉永美子議員 私は、過去が正しくないとか正しいとかという思いでお願いしたつもりはないんです。山陽町議会のときには、午前中が議会を外しておられたんです。合併したら、午前中でも関係なくされていて、先ほど言われたように、そのときにすごく私自身違和感があって、やはり配慮は必要じゃないかということを当時の議会運営委員会に申し上げたんです。正式にではなくて、このように考えていただきたいということを申し上げた記憶があって、今、少し固執しているところがあるんです。午後から委員会を開催していますので、休会にはなっていません。ただ、あえて消すところまで行くということで、要は旧小野田市のやり方に戻ってほしくないというところで申し上げたつもりでした。要は、「これからも配慮はされるんですね」ということを先ほどから確認しているつもりです。今は午後からにするなど配慮しているじゃないですか。執行部も議員も出られるような配慮をされていることが続くことを確認しているつもりです。

大井淳一郎委員長 執行部が卒業式の出席は公務だと位置づけているから、当然調整はされると思うんです。だから、この（３）を残す意味があるのかということで、創政会から一石を投じられております。

伊場勇委員 全く配慮しないとは言っていないわけです。配慮しないとは言っていないくて、原則休会と書いていますけども、急遽何かあれば、もちろん公務を優先しないといけません。議会のスタンスを明確にする上でも、ここで特に書かなくてもいいんじゃないかというところなんです。だから、配慮しないと言っているわけではないです。

山田伸幸議員　そもそも、議員が卒業式に出席しなくてはならない理由がよく分かりません。例えば、教育委員会は主催者側ですから、教育委員会に配慮するのは分かるんです。卒業式というのは、保護者と先生と、そして一番大事なのは生徒たちの思いです。そこに議員が行って何をするんだろうとずっと思っていました。ですから、一部の執行部に対して配慮することは必要と思いました。

吉永美子議員　先ほどから申し上げているように、要は山陽町議会のときには、卒業式の日午前中はなしという形を取っていて、ある面で執行部への配慮はあったと思っています。議員が出られる、出られないという以前に、やはり市長が卒業式にも行けなくてという形があったから申し上げます。議員が卒業式に出たいがために設けているという認識ではなくて、執行部に対しての配慮という意味で載っていると理解しています。だから、これまでどおりの配慮が続くのであれば、これを消すことに対しては何が何でも反対するという気はありません。

大井淳一郎委員長　これがあると休会になるから、1日完全に何もできないということです。ただ、今言われるような配慮、それは卒業式と委員会があって、執行部が「午前中はちょっと堪忍してくれ」ということもあるでしょうから、それは当然日程調整されると思います。（3）がないからといって、「委員会が午前中にあるんだから、執行部は必ず出てこい」ということにはならないと思っています。至誠一心会はのけなくてもいいんじゃないかという意見だったんですが、今までの議論を聞いてどうですか。

笹木慶之委員　これは正直に言って両面があると思うんです。あまりシビアにああだこうだという形を考えなかったのも、先ほど申し上げましたが、もちろん議会の立場での問題じゃないと思うんです。市全体の行事の中で、やはり配慮の問題だと思うんですよ。だから、それに関してどう表現するかということは、規定がなくても配慮できればいいんじゃないか

なと思います。問題は、何もないと配慮しない状態もあるかもしれない。だからその辺が少し気になると思いますが、極論はなければなくてもいいということになると思います。ただ、配慮は必要だと思います。

大井淳一郎委員長 配慮は今までもされていると思います。みらい21ではこれについては議論していないんですけど、今の御意見を受けて従っていいと思います。では、削除の方向でよろしいですか。（発言する者あり）削除するけど、もちろん配慮はしていくと思います。（発言する者あり）では、そのように決めたいと思います。20の中でほかにありますか。

伊場勇委員 20の（2）です。議事整理のための休会というところなんですけども、ここについては「定例会の最後の一般会計予算決算常任委員会全体会の前日は、議事整理のため休会とする」が正しい表記の仕方なのかなと思います。もう一つ加えて、「定例会の最終日の前日は、議事整理のため休会とする。」と。休会は現状でこの二つがあると思います。最後の予算決算常任委員会全体会の前日と最終日の前日は、議事整理のために休会としないといけないと思います。いろいろ整理しないといけないところがあると思いますので、その二つも入れ込むべきかと考えます。

大井淳一郎委員長 休会のところで、定例会の際、最後の一般会計の全体会の前日は休会とするという表現ですね。今まであった（2）の定例会の最終日の前日というのは別項目で設けて整理するということですね。そういった表現ですが、特に問題なければよろしいですか。

山田伸幸議員 ここ最近、午前中に分科会をやって、午後に全体会をやってということもなかったですか。えらくばたばたした議会運営がされてきたと印象に残っていたんですけど、この規定からするとやってはいけないことですね。

大井淳一郎委員長 午前中に分科会をして、午後に全体会と。それは恐らく突発的なことだと思います。普通はないと思います。

山田伸幸議員 問題は、そこで議論されたことが一般会計全体会等に反映できるかどうかということです。だから、そのときに議会事務局は本当に手を取られて、ほかの用務ができないということがあってはならないわけです。この規定があるのに、ここ何回かの議会ではあったような気がするので、そこはどうなのかなと思うんです。

大井淳一郎委員長 恐らく普通はないことなんですけど、早期議決を求められたようなときにそういう対応を取ります。追加議案などですね。山田議員の言われるとおり、そこは余裕を持って行う必要があるけど、場合によってはということです。この辺の突発的なことの対応については議会運営委員会で決めていきますので、極力この申し合わせ事項に沿って気を付けていきたいと思います。伊場委員の言われたような形で20の表現を改めたいと思います。

山田伸幸議員 5款、14番の最初のところなんですけど、「会期案は、議会運営委員会に議長が諮り、決定し、会期日程案は、本会議初日開議前に議席に配布する。」ということで、その後、議長が会期について説明し、皆さんに了解を得て議決を諮りますよね。そのときにこの会議日程案に対して疑義があった場合に、議会運営委員会の中で協議していることがこのままの規定では答弁できないのではないかなと思うんです。議長が答弁するわけにいかないわけですね。だから今、全員協議会の場で議会運営委員会の委員長がこの説明をすることになっているんです。普通に考えれば会期日程案ですから、本会議場で議員から質疑があれば、それを受けてこのように決定するとなればいいんですけど、そうならないのでどうなんだろうかと疑問を持っています。

中村議会事務局次長 会議規則第4条に「会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。」と規定されています。本会議が始まったら、議長が次第書上「会期は何日から何日の何日間としたいと思います。これに御異議ありませんか」ということで、簡易採決して諮っていますのでこの規則どおり議会で決定しているはずです。（発言する者あり）ここで異議があった場合のことを山田議員はおっしゃっているんですか。（うなずく者あり）そこは調べさせていただいていいですか。

大井淳一郎委員長 ほかのところに行きましょう。第5款が終わりました。21からです。第2節、第1款議案ですが、これは33まであります。みらい21から修正案があります。まず、25です。「議員提出の議案の提出者等」と書いていますが、「の」をのけて、「議員提出議案の提出者等」という表現にする。26も併せて、「議員提出議案は」という、「の」をのけたほうが表記的には分かりやすいのではないかということです。「議員提出の議案の」と「の」が続くので「議員提出議案の」という表現にしたらどうかということで、中身は特に問題ないです。表現の問題です。「議員提出の議案」を「議員提出議案」として、「の」が重なるのを防ぐと。正確には27も「議員提出議案のうち」としたほうがいいかなと思っています。

山田伸幸議員 大変申し訳ないんですが、今日ここに来て初めて申し合わせ事項をこのような形で議論するということを知りました。事前に分かっていたら、協議をした上で私たちの意見を申し述べる場があったと思うんです。しかし、今、ずっと追っていても責任ある答弁が残念ながらできる状況にありません。やはり議論を何もしてない状況でこういった場に置かれては、私たちも以前から問題があるところについて協議してきたことについては話ができるんですけど、それ以外についてはなかなか言うことができませんので、扱いを考えていただきたいなと思うんです。

大井淳一郎委員長 政党会派の2人と無所属の議員を呼んだ目的は、議長任期

の話です。当初は申し合わせ事項とか政治倫理条例とかについて意見を聞く予定ではなかったんです。山田議員がいみじくも、これは申し合わせ事項全体に関わるんじゃないかということで言われたので、今、委員外議員にも聞いています。たしかに言われるとおり、事前にこれについても見てきてくれと言っていないのですが、ある程度申し合わせ事項は読み込んでいることを前提にしています。議員団では話し合っていないでしょうけど、今、一つ一つ確認していますので、あまり変な議論にはなってはいません。

宮本政志副委員長 今の山田委員の意見というか、それは創政会ではそういったことを想定して議論していないので、休憩を入れていただいていいですか。

大井淳一郎委員長 休憩の動議がありましたので、休憩します。

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 2 2 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。申し合わせ事項の協議については、今日決定するというものではありません。今日は会派の中で意見を出してもらって、政党会派の皆さんにも意見を聞いていただくと。その後、別途無所属議員も含めて意見を出してもらって、その上で最終的に議会運営委員会で決定するということでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。それでは、先ほどの続きから行きたいと思います。みらい 21 では「議員提出の議案」を「議員提出議案」でどうかということですが、事務局、こういった表記はどうですか。

岡田議会事務局議事係主任 お調べした限り、「議員提出の議案」、「議員提出議案」のどちらであっても意味が変わるところはないと考えます。

大井淳一郎委員長　どちらでもいいということですので、もしよろしければのけていただく方向で御検討いただければと思います。それでは、続きまして、３２までで何かありますか。

伊場勇委員　２６についてです。現状は、「議員提出の議案は、全議員一致となるもの以外は委員会に付託するので、その提出期限を原則として定例会に関する議運の前日までとし、委員会に付託するか全議員一致とするかを議運で決定する。」となっております。このことについて、全議員一致かどうかというところの判断がなかなか難しく、こういう記述は逆に混乱させると感じました。提案ですけれども、「議員提出議案は、議運が付託先の委員会を決定するので、その提出期限は原則として定例会に関する議運の前日までとする。」と。そして、「ただし、全議員一致の議案についてはこの限りではない。」という書き方のほうが望ましいのではないかと思います。背景としては、この議運が付託先の委員会を決定するということは、ここは最終決定ではございませんし法的な拘束力もないと解釈しておりますということを申し添えます。

大井淳一郎委員長　２６については、みらい２１でも、「全議員一致となるもの以外は委員会に付託するので」という表現はどうかと思っており、今、伊場委員が言われた表現ですと、「議員提出議案は、議運が付託先の委員会を決定するので」でしたが、議会運営委員会が付託先の委員会を決定するのでという理由をあえて入れなくても、「議員提出の議案の提出期限は、原則として定例会に関する議運の前日までとする」でいいのかと思ったんです。

伊場勇委員　まさしくそこも会派の中でいろいろな意見が出て議論したところなんです。例えば、「議員提出議案については、委員会に付託するので」というところで、省略できるという意見も出たんですけども、議運が付託先の委員会を決定するということは、先ほど申し上げたとおり、最終決

定ではなく、法的な拘束力もないんです。ただ、運用上そう書いたほうが流れとして分かりやすいんじゃないかということで書きました。もちろんなくても問題ないとは思いますが、会派では議運が付託先の委員会を決定するということを入れたほうがいいんじゃないかという結論に至ったということです。

大井淳一郎委員長　みらい21としては、「議運が付託先の委員会を決定するので」という理由に当たる部分を入れなくても、この規定については提出期限の意味合いなので、あえて入れなくてもいいんじゃないかという意味で言わせていただきました。

宮本政志副委員長　創政会では「議運が付託先の委員会を決定する」、それから「委員会に付託するので」と少し簡略化したものの意見がありました。みらい21は、もうそこを省いて、「その提出期限は」につなげていけばという御意見ということで、今は3とおりがあります。この3とおりで意味合いが大きく変わってきますか。事務局、何か問題点が出てくるのでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任　考えますに、御提案いただいた三つの御意見で大きく意味が変わる、大きく運用が変わるということはないと存じます。創政会の皆様から御意見が出ているものでは、この議員提出議案の提出期限が議運の前日までとなっている意味を注意的に細かく規定しており、「議運が付託先の委員会を決定しますからこの前日までにしてください」と分かりやすく規定するという意図であると考えます。対して、みらい21から頂いた意見としては、「これは自明のことでありますので省略しても議員の皆様なら分かっていたけるのではないか」というスタンスの違いであると考えます。これは皆様に議論していただいて、よろしいほうをお選びいただきたいと考えます。運用として変わることはないと考えます。

笹木慶之委員 我々の会派では議論しておりませんが、私自身が読み取っている中では、議員提出議案の提出期限は、原則として定例会に関する議運の前日までとするということで受け止めていますから、この表現でいいと思います。「ただし」を後につけて、「ただし、全会一致の全員一致の議案についてはこの限りでない。」と。これで表現は十分足りると理解しています。

大井淳一郎委員長 創政会及び至誠一心会が、議運が付託先の委員会を決定するのでということを注意的に規定しているということを重視するのであれば、みらい21についてはそれに沿いたいと思います。その方向で考えていきたいと思います。続きまして、32まではよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）続きまして、第2款です。

笹木慶之委員 これはいかなるものかということで疑問が出るんです。例えば、31の中で「事務局において印刷製本し、」という言い方があります。これは43、57にも出ているんです。この言い方が現状の表記として妥当かどうかを検討してほしいです。どうすればいいという答えは持っておりませんが、これでいいのかということです。いわゆるタブレットの導入に当たっての考え方です。

大井淳一郎委員長 至誠一心会が言われることはごもっともです。これは最後に読替規定を設ける方向でしたね。読替規定を入れることで、全体的に紙ベースを前提としているものを全部読み替えていくという報告でしたね。これについて確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 前回の議会運営委員会の場におきまして、山陽小野田市議会においてタブレットを導入されましたので、そのための規定が必要ではないかということを提案の一つとして述べさせていただきました。その規定の仕方につきましては、全ての文言を変える方法や、先ほど委員長におっしゃっていただいたように、読替規定を設ける方法な

ど、手法としては様々なものがあると思われます。皆様で、どの手法が一番よろしいかを議論していただければと思います。そして、現状で申しますと、ただいま経過措置的に紙ベースと電子データベースのどちらも配付させていただいていますので、この印刷製本という規定が申し合わせ事項にあるそのことそのものが、現状と全く合致していないということではないかと思います。ただ、今後、デジタル化が進むに当たって、何かしら規定を設けたほうが現状に沿うとは考えられます。

笹木慶之委員 要は、適切な表現に整備すべきと言っているんですが、読替規定はどこで作るわけですか。

岡田議会事務局議事係主任 法制執務の観点から申しますと、どの位置に読替規定を持ってくるかということに唯一の解はないと存じます。ただ、仮に読替規定をつくっていただくとすれば、それは申し合わせ事項全般に係ってくるものと考えられますので、最後とか最後から少し前とか、いずれにせよ後半に設置することになると考えます。

大井淳一郎委員長 手法はいろいろあると思いますが、今の至誠一心会の御指摘を踏まえて何らかの方法を取りたいと思います。吉永委員、今までで何かありますか（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、第2款です。議案等の訂正はいいですね。第3節議事日程です。第1款、議事日程が40まであります。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、続きまして41から44です。

森山喜久委員 44は基本的な記載はこのままでいいんですけど、会派の中で出てきた意見として、今までは消防組合議会の報告が統一されていないと感じられるので、今選出されている議員において統一様式を作成していただき、次期に引き継いでいただいたほうがいいのではないかという意見がありました。（発言する者あり）規定についてはそのままなんですけど、その報告様式をつくったらどうかという意見がありました。

大井淳一郎委員長　私も消防組合議会にいたので分かるんですが、昔は宇部市と統一したものでやっていました。ただ、宇部市のやり方が少し変わって、結果のみを掲示板に貼るだけになりました。伊場委員も詳しいですね。それで、山陽小野田市独自で作成する形になりました。私が消防組合の副議長になった代から、組合議員で順繰りに報告するから報告書の形が都度変わっていたんです。今期ぐらいから形式が簡素化したり詳しくなったりよく分からない状況になってしまって、報告者によって違うんじゃないかというのが皆さんの御指摘だと思うんです。すごく詳しいときもあるし、この前は簡素化されていたね。この辺を統一したらどうかということですね。（発言する者あり）これは意見ということですね。また後日決めていきたいと思います。吉永議員は消防組合議会に長くおられたから、報告等について何かありますか。

吉永美子議員　３月と６月と年２回だけ報告している理由は何でしたか。

大井淳一郎委員長　宇部市は３月、６月の報告で、今は掲示板に貼るだけになっています。

笹木慶之議員　これは消防組合議会の開催と関係しているということです。

吉永美子議員　消防組合議会にいたときに、時期がとても遅いのもあってどうなのかなと思っていました。３月と６月だけに限るところはどうやって決められたのかなと改めて思っていて、時期的に報告のときにはもうかなり昔のことを報告せざるを得なかったりすることもあると思います。それと先ほどお話が出たように、今はとても簡素化されていて、詳しいことはホームページを見てくださいとなっています。せっかくだから言わせていただくと、やはり本会議場で聞いておられる市民からすると、どんな議論があったのかということをもう少し足されたほうがいいのではないかと思います。報告を聞いている状況でございます。先ほ

ど、いわゆる形をきちんと整えるというか、そうしたらどうかというお話があったのであえて言わせていただきますが、少し簡素化し過ぎていると私は思っています。せっくなので言わせていただきました。

大井淳一郎委員長 御意見ありがとうございます。今の貴重な御意見も踏まえて方向を出したいと思います。第2款諸般の報告、41から44が終わりました。それでは、第4節選挙です。これは49までです。第1款議長及び副議長の選挙です。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第2款その他の選挙、50です。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第5節議事、51から70までです。みらい21から言わせていただきます。59には質疑について書かれております。これについては何の異論もございません。以前から、議長が「本会議での質疑は一括して行ってください」、「委員会では一問一答方式で行ってください」と言われるので、そういうことをこの際、申し合わせ事項に明記しておいたほうがいいんじゃないかと提起させていただきます。事務局、一括方式とか一問一答方式とかは、会議規則などで規定されていますか。高松議長の頃からそこを徹底されていますよね。別のところで定めていたら、もうそれでいいんです。どうですか。（発言する者あり）ないですね。この際、これを入れたほうがいいんじゃないかと。議長が代わったら変わるのかという話になってしまいます。これは議員必携に書いているだけなんですね。今のは宿題でよろしく願います。続きまして61です。61は、新年度予算の記者会見の前に行うということですが、昔は全員協議会で行っていましたが、今は全員協議会は公開の場になっております。記者会見という公式の場の前に配るものですから、全議員に何らかの形で資料を配付して概要説明を受けるという形です。「例である」という表現もあるので、みらい21では、「新年度予算の記者会見の前に、全議員に同じ資料を配付し、概要の説明を受けるものとする。」としました。ほかにも言えるんですが、「例である」というのは、申し合わせ事項としてどうなのかなと思いました。続きまして67です。創政会は違う意見ですね。

伊場勇委員 67については、委員長報告の質疑に対して執行部に答弁させた例がある旨が書いてあるんですけども、そもそもこれを書かなくても議長の裁量で運用できる範囲だと思いますので、わざわざ書く必要があるかなというところなんです。なので、消していいんじゃないかということで、会派の意見がまとまったところです。

大井淳一郎委員長 この67については、みらい21では、先ほど言ったことと連動しますが、「例である」という表現がよくないというだけで、この規定は残す形なんです。伊場委員が言われるように、執行部に答弁させることは議事運営でできるんじゃないかということですね。これを行ってはいけないという意味ではなくて、なくても大丈夫ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、これについてどうですか。私も長く議員をしていますが、議事運営上執行部に答弁させたことが1回だけあるんですよ。どうしても委員長がうまく答えられなかったということでした。それは置いておいて、議事運営上これがなくてもオーケーならばいいんじゃないかというのが創政会の意見なんです、どうですか。

岡田議会事務局議事係主任 創政会の皆様がおっしゃるとおり、この規定がないからといってこれができなくなるわけではございません。これがどういった例なのかをお調べしましたので御報告します。まず、議案等の案件の内容に対する質疑は委員会に付託される前に終了しておりますので、この点について委員長報告後に執行部に答弁させることはできません。では、なぜこういった規定があるかと申しますと、例えば、条例とか予算とか、皆様の議論によって修正可決の手段を取られることがあると思います。そういった議案が修正された場合に、その議案が財政負担の問題や社会情勢との均衡などから執行上の問題がないかというところに絞って執行部に答弁をさせるという趣旨の規定ということでございました。恐らく、そういった例は少ないので注意的に規定されたのではないかと考えます。ですので、この規定がなくなったからといって、この質疑が

できなくなるというものではないと考えます。

大井淳一郎委員長　今の創政会の御指摘を踏まえてまた検討していきたいと思っています。続きまして、第6節秘密会は申し合わせ事項なしですね。第7節発言です。71から92までです。

笹木慶之委員　ここで我々の至誠一心会がこの問題について意見を言うのは、前回の議論からするといろいろあるかと思います。会派の中では、現在、代表質問は止めております状態をこのまま放置しておくのがいいのかどうかという議論をしたわけです。結論とすれば、ここに書いてあるとおり、今後の方針を決定して必要とする手続を行うべきであるということに至ったわけです。というのが、この代表質問という文言がありますね。したがって、文言整理ということではなしに、代表質問制度そのものを申し合わせ事項の中から削除すべきかどうか。時期的なものを考えてね。ただ、それに対しては、やはり一般質問の在り方をもっと考えなくてはならないというものがありますが、それは文言に定めるものではないというものもあるわけです。かなり議論して提案として出させてもらいました。したがって、皆さんの考え方に従っていくという方向性です。

大井淳一郎委員長　申し合わせ事項に文言上は残っていますが、代表質問は休止中となっており、この議論によっては削除していくという方向ですね。そういった意見があったということですね。

笹木慶之委員　これは71から73まで、83から90までに関係していると思います。

大井淳一郎委員長　分かりました。それと77の「（一般質問の順序）」ということで、「正副議長が認めたときは、当該順番を変更することができる。」という規定がありましたが、「正副議長」となっているのはなぜなのかという議論が以前あったんですが、これは「議長」でいいんじゃない

ないかということです。これも修正の方向で行きたいと思います。

伊場勇委員 78についてです。これは一つの意見として深い議論をしないと
いけないんですけど、一般質問の70分という時間です。会派としては
60分でもいいんじゃないかという意見が出ました。今回は問題提起だ
けです。70分よりも60分で十分じゃないかというところです。ただ、
これは議員の権利ですし、短くするにもいろいろな理由が要ると思いま
す。会派の感覚としては、60分で十分じゃないのかという意見があり
ます。

大井淳一郎委員長 みらい21ではこの話はしていないので、また持ち帰りたい
と思います。

森山喜久委員 81の通告書に記載していない一般質問の件についても削除し
ていいと思っています。議長の裁量で対応できると思いますので、なく
ても大丈夫だと思います。この辺について、事務局、何か意見があります
か。

岡田議会事務局議事係主任 この規定に関しましては、現在の運用におきまし
てもそういった例はございません。仮に一度通告した質問を趣旨が異な
る全く違う質問にしたいという申出があった場合は、当然許可が得られ
ないものと考えられます。例えば、文言の間違いなど軽微な修正、趣旨
が変わらない程度の修正は現在も行っているところでもありますので、こ
の規定がなければそれが全くできないというものではなく、議長の裁量
に属するものではないかと考えます。

大井淳一郎委員長 次は第8節の表決です。よろしいですね。（「はい」と呼
ぶ者あり）次、第9節の会議録、97と98です。（「なし」と呼ぶ者
あり）それでは、第2章の委員会に入ります。99から114までです。

笹木慶之委員 103、委員会の会議時間についてですが、「本会議の会議時間に準ずる」とありますが、実態にそぐわないところがあるので整備すべきだということです。

大井淳一郎委員長 整理ということは削除するということですか。

笹木慶之委員 だから、その削除を含めた整備です。

伊場勇委員 103は、創政会としてはもう削除でいいんじゃないかというところでは。実際、9時半とか9時から委員会を開始している場合もあります。また、これを消すことによって毎回17時の延長動議をしなくてもいいんじゃないのかというところもあります。

大井淳一郎委員長 言われるとおり、延長してやっていますね。恐らく、次の決算委員会も午後5時を過ぎることは多々あると思いますので、今言われたことをみらい21も尊重していきたいと思います。

笹木慶之委員 もう1点、110の「（委員会への議長、副議長の出席）」という項目の中で、「議長及び副議長」とあるんですよね。この「及び」は「及び」の意味ではないんじゃないかということです。ただ、法制執務上は「又はの及び」であれば問題ないが、その下の表現と比較してみれば、ここは「又は」でいいのではないかということです。「議長又は副議長」ということ、「及び」が「又は」ではないかということです。

大井淳一郎委員長 議長と副議長では、副議長の出席の根拠はないんですが、議長の出席の根拠は、既に地方自治法等にあったということです。これについてまず確認したいと思います。

笹木慶之委員 僕が言っているのは「及び」ですよ。「及び」ではなく「又は」ではないかということです。

伊場勇委員 創政会で話したのは、「（委員会への副議長の出席）」としたらどうかということです。議長の出席については、地方自治法に「出席し発言できる」という規定があるので、入れなくていいんじゃないかというところですよ。よって、「副議長は、委員会に出席し、発言できる」という規定にしていいいのでないかというところですよ。議長が出席できることについては、地方自治法第105条に規定されています。

大井淳一郎委員長 「又は」とか「及び」とかではなくて、できる規定で副議長分だけ規定してもいいんじゃないかということですね。意図は、おそらく至誠一心会が言われることと同じと思います。では、そのような表現に改める方向で行きたいと思います。続きまして、第3章請願及び陳情等、122までで何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続きまして第4章辞職及び資格の決定、123について何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第5章規律には申し合わせ事項がありません。第6章懲罰も申し合わせ事項なしです。第7章補足も申し合わせ事項なしです。このままでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）第8章全員協議会、124と125ですが、これもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、第9章慶弔です。

森山喜久委員 126、「（現職議員の逝去）」のところなんですけれど、まず「直近の本会議初日開会前に全協において」の「全協において」は削除していいと思っています。そして、文末を「遺族から挨拶を受けることができる。」にして、「本会議において」以降は削除するのがよろしいのではないかと提案させていただきます。

大井淳一郎委員長 みらい21も「全協において」という表現はよくないと思うんです。

伊場勇委員 補足ですけども、現在、全員協議会は公開されていますから、プ

ライバシーのこともあるかと思いますが、そこは削除して当然ということ。その後の傍聴席に家族を招くとか花束とか黙祷とかというのは、そのときの議長や議会運営委員会、会派の考え方もあるかと思います。事案によっていろいろ変わるところがあるので、これはもう具体的に書く必要はないということで提案させていただきました。

大井淳一郎委員長　みらい21では議論がここまで及ばなかったので、意見を参考にしていきたいと思います。至誠一心会もよろしいですか。（発言する者あり）次は127です。これはうちの会派では、「とどめるのが例である」という表現を「とどめる」などにしたらどうかということです。御検討ください。それから128です。

笹木慶之委員　さきの議会運営委員会でも協議した結果が出ております。「政
党会派は2人」という文言を加えるということです。ただし、議運への出席はできないと。そういった関連する事項についてはどういう形がい
いかということはあると思いますが、その辺はしっかり議論して明記すべきだ
ということです。

大井淳一郎委員長　議会運営委員会については議会運営委員会の運営規程の中
で3人以上と書かれています。笹木委員が言われるのは、政党会派を認
めましたので、そういったことを踏まえた形で申し合わせ事項を変える
べきという意味ですね。

笹木慶之委員　一連の問題を整理した上でということです。

森山喜久委員　創政会も、政党会派に関する文言を加えるという点は同じです。
ただ、その中で、やはり政党に関する定義を確認する必要があるのかな
と。例えば、大阪維新の会や都民ファーストなど様々な地域政党がある
んです。こういったところまで政党会派の政党として認めるかという話
になったんです。こちらについては認める必要はないんじゃないかとい

う意見が出ました。この点についてはまた協議する必要があるのかなというところで提案させていただきたいと思います。

伊場勇委員 政党の定義についてです。創政会としては、国政政党に限るべきという意見です。そして、2人から結成できるということはいいんですけども、選挙のときに公職選挙法第86条の4第4項の国政政党の証明書を付けて立候補され当選された方についてのみが「政党に属する」に当たるという解釈の下、それが2人以上いたら会派として組織できると。書き方は少し難しいところがあるかと思いますが、そういった決まりも必要じゃないかと考えております。

大井淳一郎委員長 以前、政党会派について議論したときは、伊場委員の言われる届出のことはあったんだけど、地域政党を外すということでさらに縛りをかける感じですね。本市議会の政党から公認されて立候補している議員は、たまたま共産党と公明党で国政政党なんですが、将来は分からないですね。地域政党、例えば山口維新の会などが2人通って届け出たら政党会派を結成できるのかということですね。そこにも縛りをかけようと、つまり認めないということですね。私もそこまでは考えていなかったんで、持ち帰って表現はまた考えていきたいと思います。それでは続きまして130からです。

森山喜久委員 132に「(部長等の退職による挨拶)」があります。「定年により退職し」とありますが、定年延長の関係もあって、役職定年があると思いますので、こちらについてまた定年に加えて役職定年の関係の記載を加えたほうがいいかと思います。

大井淳一郎委員長 役職定年がありますので、それを踏まえた形の表現にしたかどうかということでした。今の意見を参考にしていきたいと思います。それから、134です。「政務調査費」になっていますので、「政務活動費」に変えていかないといけないと思うんです。「政務調査」という

表現になっていますから、「政務調査研究視察」を「政務活動費を使用した視察」という形に直していきたいと思います。そのほかにも先ほどから出ております読替規定なども入れていくようになるかと思います。そのほか、皆さんのほうで申し合わせ事項はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）申し合わせ事項については以上といたします。

中村議会事務局次長 山田議員からありました会期日程の件ですけど、もう一度おさらいすると、今、簡易表決をしているのは、議会運営委員会で会期日程を決めて異議がないであろうから、本会議においては議長が「会期は何日から何日までの何日間と決定したいと思います。これに御異議ありませんか」という諮り方をしています。先ほどの間にいろいろな文献を調べたんですけど、討論をしてはいけない規定がないので、できなくはないです。ただ、そういうことを想定した文献がどこにもなかったので、実際にその会期では駄目だというような討論をされたい場合に、どういう次第書になるかは今日のところ調べきれないものですから、次回の議会運営委員会までに事務局でおさらいしておきたいと思います。もう一度言うと、現状はそれを想定していない次第書になっています。議会運営委員会で決定しているからです。ただ、討論ができない規定がないので、「その会期では駄目だ」、「こうだからこうすべきだ」という反対討論や賛成討論もあるかもしれませんが、反対討論も想定はゼロではないです。できなくはないので、そういった場合にどういった次第書になるかということについては少し時間をください。

大井淳一郎委員長 それでは、付議事項３点目、政治倫理条例についてに入りたいと思います。途中で休憩を入れるかもしれません。これについては創政会から問題提起されたことを踏まえて、みらい２１はそれを中心に議論しております。至誠一心会も恐らくそうだと思います。政治倫理条例の見直しということで協議していきたいと思います。創政会から問題提起されていますので、それについて二つの会派の意見も出してから、それを踏まえて議論していきましょう。まず、政治倫理条例の第３条第

1号について、見直すべきではないかという意見が出ております。今、タブレットにあるのは、現在の政治倫理条例だと思います。第3条1号の書きぶりが包括的で、一般的な倫理的なモラルにも適用されるおそれのある書きぶりになっております。これを見直すべきではないかということで問題提起されましたが、至誠一心会は第3条1号について何かありますか。何かあればまず議論していただきたいと思います。

笹木慶之委員 我々の会派においては、もちろんこれについていろいろ議論したわけですが、正直言って大変難しい問題だということで受け止めました。どういうふうに表現すれば一番いいのかというところは、正直言ってまだ結論が出ていない状態です。大変申し訳ないと思いますが、そういう状況で理解してください。もちろん問題があるということについては認識しておりますけど、どこまでどう表現すればいいのかなというのは具体的に案が出ていないということは御了承ください。

宮本政志副委員長 至誠一心会にもう少しその辺りを詳しくお聞きしたい。かなり時間がありましたから、具体的にどの辺りがどういうことで結論が出ていないのか、議論ができていないのか。もう少し詳しくお願いします。

笹木慶之委員 条文は、「市民全体の代表としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑義を持たれる行為をしないこと。」という表現なんです。これについては、議会人であるがゆえにそういったことは当然認識した上でのことであるので、逆を言えば、これに対して何がどうなのかというところがよく分からないというところです。したがって、当然そういったものは必然的に持っていくべき原点ではないかという議論が実際ありまして、だったらこれをどう変えればいいのかというところについては、なかなか統一した方針が出ていないということです。

大井淳一郎委員長 みらい21も前回の創政会の問題提起を受けて会派でも話

しました。そもそもの政治倫理条例の目的は、地方政治の不正、腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位の影響力を不正に行使して自己または第三者の利益を図ることを防止するというものであり、一般倫理と政治倫理は峻別されるものであることからすれば、第3条第1号のような規定は削除してもいいのではないかと考えております。第2号から第6号の具体的なもので足りるのではないかと。今、笹木委員が言われるように、品位の保持とかその辺は議員の責務の中にありますのでそれは当然だと思いますが、政治倫理基準の中にはもう入れなくていいんじゃないかというのが、みらい21の見解です。創政会は削除すべきだという意味で言ったんですか。いま一度確認したいと思います。

森山喜久委員 削除するかどうか、もし削除しないとするならばどのように分かりやすいように変えるか、どのようにするのがいいのかを議論していきたいということで前回投げかけたというところです。

大井淳一郎委員長 削除ありきではないということですね。これは問題提起があったところですので、どうするのかをまた決めていきたいと思います。続きまして、第5条の調査請求の基準について問題提起がありました。これについて、至誠一心会はどうですか。発議要件というか、調査請求の要件です。現在の8分の1だと3人が集まれば設置できますし、形式的要件を満たせば議長は設置せざるを得ない状況です。やはり大変重いものですので、8分の1から上げればいいじゃないかと。みらい21では4分の1という意見も出たんですが、5分の1という表現、つまり6人ではなくて5人から発議できるという基準を提案させていただきました。100人以上の連署につきましても、200人以上にしてはどうかということです。現在の基準より、議員も市民も少し上げて、市民は100人から200人と。議員は単純に倍ではなく、発議は5分の1と。市民の連署は200人という案として出させていただきます。これは議論して幾らでも修正可能です。厳しくする方向は一緒です。至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 至誠一心会は、この第5条の原点が知りたいということで、何かに準拠して定められたんじゃないかと。はっきり言ってそのことがよく分からないわけです。100人という問題、それから、8分の1という問題で、これはやはりかなりシビアな問題であって、もう少ししっかり考えるべきじゃないかと。ただ、考えるに当たってなぜこういう数字が出たのかなという原点が分からないから、それを知ってから方向性を決めたいということです。

中村議会事務局次長 市民の連署の人数のほうは分からないんですけど、議員のほうの8分の1は懲罰じゃないでしょうか。恐らく地方自治法第135条第2項の懲罰動議の要件が8分の1なので、それではないかと思います。制定当時のことは分かりませんが、そのように想像します。

大井淳一郎委員長 今、私たちの会派は5分の1と提案したんですけれども、ある程度根拠が要るでしょうから、これは少し議論しないといけないですね。

宮本政志副委員長 至誠一心会に細かいことを言うけど、今日の議会運営委員会の場で確認してから、また持って帰って会派で打合せというのはいかがなものか。10月からまた委員構成が替わりますので、もともとどういう根拠で100人や8分の1になっているかというのは、事前に会派で調べるか、事務局に確認して会派でしっかり議論していただいて、この議会運営委員会では中身がある深い議論がある程度できるように準備していただきたいと思います。これは大井委員長に意見として言わせていただきます。

大井淳一郎委員長 至誠一心会はこの基準をどのように考えていますか。私が5分の1と言ったのは絶対的な根拠ではなくて、これは協議で直していくんですけれども、方向としてはどうですか。それを確認したいです。

笹木慶之委員 問題は、変えるに当たって元が分からなかったら、その数字が決められないんじゃないかということです。今、懲罰の関係の8分の1ということが分かりましたが、問題は100人というところです。会派で何人だということではなく、勝手に申し上げただけであって、皆さんと議論して決めればそれでオーケーだと思います。それは私に一任されていますから大丈夫です。

大井淳一郎委員長 上げていくか下げていくか、下げるということはないかもしれないですね。上げるのか現状維持なのか、また議論していくと。会派内では、議員の要件は上げて市民の署名はそのままという考えもあったんです。そこも含めて考えていきたいと思います。それでは、続きまして第6条第2項の委員構成です。これについては学識経験者などがあります。審査会は委員8人で構成する旨の要件があるので、無会派も含めてバランスよく配置していたんですが、「8人以内」で構成するという、「以内」にしたかどうかということが会派から意見として出ました。それと、今は議員から選ぶことになっておりますが、議員だけではなくて学識経験者も入れると。「議員及び学識経験者」か「学識経験者及び議員」か、どちらなのか分かりませんが、それを入れることによってやっていくという考えです。もちろん独立した第三者機関を置くという意見もあるんですけれども、そうすると附属機関の設置という新たな問題がありますので、現状の規定を維持しつつ、ただ、構成は学識経験者も入れた形を提案させていただきます。

宮本政志副委員長 みらい21の提案は、8人以内と定めた中に学識経験者を必ず入れるということですか。

大井淳一郎委員長 そうですね。その意図とすれば、8人以内の中に学識経験者を入れると。語弊があることを覚悟で言いますが、今までは請求者も委員として入っていたでしょう。やってみて分かるんですけど、やは

り大変だったと思います。代わりに学識経験者を入れていくほうがいいというところもあります。8人以内とは、状況によっては7人とか6人とかもあり得るので、「以内」としてバランスよくさせていただきました。一考していただければと思うんですが、吉永委員、これは何か言うことがあるでしょうか。

吉永美子議員 いつだったか研修を受けて、政治倫理審査会の委員はやはり外部の人であるべきだと思いました。議員が入ることがプラスなのかマイナスなのか、どうなんだろうとっていて、いずれにしても外部の人が絶対に入るべきだと思います。今回の経験を通してそのように思ったので、私個人としては議員は外したほうがいいと思っています。ただ、委員からそういう話があったのでどうなんだろうと今考えているところです。

大井淳一郎委員長 それは貴重な御意見だと思います。

中村議会事務局次長 少し懸念があります。現在、本市の政治倫理審査会は特別委員会の形式になります。自治法上そうなります。そうすると、委員会の中に議員以外の人間が入る根拠がありません。簡単に言うと、議員以外で組織することはできません。附属機関であれば、外部の方を委員にすることは可能だと思います。これは研修であったかもしれませんが、地方自治法上規定がないですが、本市は基本条例に附属機関を設置することができる旨の記載があるところから、政治倫理審査会を附属機関にすることによって外部の人間を委員として入れることが可能になるかと思います。現状だと制度的に難しいと考えます。

大井淳一郎委員長 特別委員会という位置づけならば、うちの会派の案は厳しかもしれないですね。附属機関ならオーケーでというのは、私も認識しています。難しいところですね。

伊場勇委員 政治倫理審査会が特別委員会という位置づけになっている根拠は、どこにあるんですか。

中村議会事務局次長 これまで議会で研修を受けた高沖先生や文献から見ると、書きぶりはそうなっています。また、ウィキペディアでは、委員会に準ずるといような言い方だったように思います。本来は附属機関なんだろうと思うんですけど、本市では今のところそうっておらず、議長が審査会を設置していますから附属機関ではないと思います。条例上附属機関を置くことができますけど、本市の審査会は附属機関になっていません。ということは、例えば山口東京理科大学特別委員会がありましたけど、あの中に外部の者が委員になることはできないのと同じ考えです。議会の中にある組織なので、その中に外部の人間が委員になることはあり得ないということです。

岡田議会事務局議事係主任 補足させていただきます。ただいまの特別委員会の立ち位置となるとか、委員会に準ずるとかという点から学識経験者や有識者の方を招く方法を考えるのであれば、参考人制度が使えると考えます。

大井淳一郎委員長 参考人の活用はできますね。光市ではそのような形を取っています。議員だけで政治倫理審査会をやるけど、弁護士を呼んでやっていました。学識経験者の活用はそういう形があります。ただ、学識経験者には議決権がないですね。

宮本政志副委員長 うちの会派でも第三者機関の形という考え方がありました。これは附属機関のことをきちんと議論して別の規定を作れば実現できますね。事務局が言ったように参考人という呼ぶ方法もあるけど、それでは有識者の意義が薄くなるんじゃないかというのもあるし、そこは議論を急がないといけないかもしれませんね。

大井淳一郎委員長　ここは重要な鍵になるころだと思います。

笹木慶之委員　既に言っていることですが、第三者機関を設けてやるべきだという考え方です。ただ、いろいろな手法を検討しなくてはなりません。やはり議員が議員のことを審査することには限界を感じたということです。だから、第三者機関で公平公正に対処すべきだということです。

大井淳一郎委員長　これは本当に重要な論点の一つだと思います。検討していきたいと思います。続きまして、第7条第5項の具体的な措置についてです。これについては二重罰の問題がありました。この場合において、措置をあわせて講ずることを妨げないということについても御指摘を受けて、二重罰はよくないのではないかと考えました。「この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。」の文言は削除の方向でまとまりました。これは、至誠一心会も同じですね。

笹木慶之委員　はい、同じです。

大井淳一郎委員長　具体的措置の第1号、第2号なんですが、創政会としては本当にこれだけでいいのかという話でしたね。実は、昔は具体的措置として議員辞職勧告などがあったんです。四つぐらいあったんです。二つにした経緯がありますので、うちの会派ではこの具体的措置は現状維持としています。二重罰はいけないけど、措置自体は現状維持としています。この辺りは、至誠一心会はどうですか、

笹木慶之委員　今、言われた嚴重注意というものが要ると思います。

大井淳一郎委員長　前回、創政会は、これだけでいいのかという問題提起をされましたが、具体的に何か加えるべきというものがあれば教えてください。

森山喜久委員　まとまった形は今のところないです。ただ、議長の注意、謝罪文の朗読の二つでよいのかというところで、皆さん方に意見の提起させていただきました。

大井淳一郎委員長　これも最終的に決定していきたいと思います。続きまして、第8条「（会議の公開）」です。これについて、みらい21は公開だと思っていたので、問題提起されて持ち帰りました。これについては、最終的には非公開ということも議論の俎上に乗せていくべきではないかと考えております。というのは、会議は基本公開であるべきだとは思っているんですけども、やはり実際にやってみると、非常にデリケートな問題や個人情報もどんどん出てくるし、ナイーブな問題があるということで、創政会の提案を尊重していきたいと考えております。秘密会との関係はこれからまた議論しなければいけないと思います。至誠一心会のお考えはどうですか。

笹木慶之委員　私たちの考えも原則公開ですが、状況に応じて公開しないという方向性もやはり取っていくべきだと思います。

大井淳一郎委員長　私たちの会派は、政治倫理審査会そのものが性質上非公開だと思ったんです。今、至誠一心会が言われたのは、原則公開だけど非公開だったら今の規定ぶりだと思うんですよ。どうですか。

笹木慶之委員　現行と同じ方向性です。

大井淳一郎委員長　現状の方向性ですね。つまり公開ですね。それは一つの意見です。創政会で非公開とする理由などがあれば教えていただければと思います。あと、秘密会はどうなるのかというのもあるんですよ。秘密会で非公開というのも難しいです。

森山喜久委員　今言われたように、会議の公開と秘密会、そして、守秘義務と

の兼ね合いを合わせて考える必要があります。第8条、第9条、第11条は、個別の改正ではなくて政治倫理審査会としてどうあるべきかを協議していく必要があるということで提案させていただきました。

大井淳一郎委員長 事務局、非公開とした場合、会議録は作成するんですか。作成するけど公開しないのですか。非公開であれば傍聴人は入れないですが、後日、情報公開請求あった場合の対応はどうなりますか。政治倫理審査会が非公開になった場合の会議録の扱いを説明してください。

中村議会事務局次長 以前どこかでお話ししたかもしれませんが、会議の公開の根拠は地方自治法にあります。公開の3原則を過去の議会運営委員会で話したことがあると思います。その中に会議録があるので、今のお話は順序が逆になっていませんかということです。

大井淳一郎委員長 今、政治倫理審査会が公開、非公開の話をしていると。もし非公開と決まってから政治倫理審査会が起こされた場合、会議録は残すのか。ちょっと調べてもらいましょう。暫時休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。今日で公開、非公開の結論を出すわけではなく、仮の話で聞いたんですが、非公開とした場合の会議録等の扱いについてどうなるのかを調べてもらいました。事務局に答弁していただきます。

岡田議会事務局議事係主任 まず、政治倫理審査会の記録につきましては、政治倫理条例第8条によって会議が公開されるから、会議録も公開しなければならないこととなり、作成しているものです。もし政治倫理審査会

が非公開となった場合、会議録作成の前提が崩れることになります。そして、仮に会議録やそれに準ずるものを任意で作成した場合には、山陽小野田市情報公開条例第9条第1号の「法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報」に当たるため、非公開という扱いになると考えます。

大井淳一郎委員長 そのようなことを参考に今後決めていきたいと思います。

第8条の会議の公開、第9条の秘密会、第11条の守秘義務の三つを考えたいということです。今後の参考のために、守秘義務はどういった意図で併せて考えるべきだと言ったのか、教えてもらえますか。

森山喜久委員 守秘義務が出てきたのは、守秘義務自体が守られているかどうかという疑問が出る中で、ユーチューブで公開していないことで守秘義務が守られていると解釈されるのではないかという意見と、委員が政治倫理審査会のこと審査会の外で話した場合には守秘義務違反じゃないかという話がありました。その中で公開、非公開、秘密会という形とセットで、この守秘義務の位置づけを考えないといけないのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 例えば、公開である場合と非公開である場合では、この守秘義務の扱いも変わってきますね。非公開、特に秘密会であれば、秘密会の状況は同僚議員からも教えてもらえなくなりますので、その辺の状況が変わってきますね。だから、政治倫理審査会の位置づけによっては、この守秘義務の中身も変わってくるんじゃないかということでは言われたんですね。（うなづく者あり）大体この辺りが創政会から出された問題提起ですが、そのほかありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）この政治倫理条例については、今日の議論を踏まえて最終的なものを決めていきたいと思います。それでは、付議事項4点目のその他です。皆さんからは何かありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、副議長もよろしいですか。（うなづく者あり）事務局もよろしいですね。

（うなずく者あり）それでは以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午後 4 時 4 9 分 散会

令和 5 年（2023 年）8 月 9 日

議会運営委員長 大井 淳一郎